

**【重要】 2025年4月1日以降、休学時の
学納金等にかかる制度が変更となります**

これから休学を検討される方は、必ず以下の内容をご確認のうえ、アカデミックアドバイザーや担任にご相談ください。
なお、授業料等納付後に学期の途中で休学する場合の納付金は、従来通り、返還いたしませんのでご注意ください。

【変更内容】

2025年4月1日以降の休学について、前期又は後期、あるいは通年の全期間を休学する場合は、半期につき5万円(1年間の場合は10万円)の在籍料を納付していただきます。

【在籍料の説明】

在籍料とは、大学での在籍を保証するための費用であり、休学中においても提供されるサービス(図書館、自習室等、学内施設の利用や、学生相談室や事務窓口の利用など)への対価となるものです。また、学籍の管理ならびに事務連絡等に係る経費、施設・設備等の維持費として使用させていただきます。

【休学時の手続きについて】

○休学の手続きについては、各学期につき、大学が定める期日までに「**休学願の提出**」と「**在籍料の納付**」を行う必要があります。

○休学願を提出した場合、願い出が教授会・研究科委員会において承認された後、休学許可書とともに休学時における在籍料納入の案内を送付します。案内に記載されている期日までに定められた金額を納付してください。期日までに在籍料が納入されない場合、休学の許可は取り消され除籍となりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

「休学願」記入・提出方法:所属キャンパスの教務課

「在籍料」納入について:北16条キャンパスの総務会計課